

国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人小樽商科大学における教員の任期に関する規程（以下「任期規程」という。）第5条の規定に基づき、任期を定めて採用された教員（以下「任期付教員」という。）の再任の可否に関する審査（以下「再任審査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(再任の意向確認)

第2条 任期規程において再任可とされている任期付教員は、任期が満了となる日の原則として6月前までに再任意向調書（別紙様式1）により、再任希望の有無を学長に申し出るものとする。

2 任期規程において条件付で再任可とされている任期付教員又は任期規程において再任不可とされている任期付教員であって、学長がプロジェクトの継続、雇用財源の見込みその他の事情を勘案して、特に許可した者についても前項と同様とする。

3 前項の許可は、学長が、再任意向調書提出許可書（別紙様式2）を交付することによりこれを行う。

4 再任意向調書において、再任を希望する旨申し出た任期付教員（以下「再任希望者」という。）は、併せて、再任審査票（別紙様式3）を提出しなければならない。

(再任審査委員会)

第3条 学長は、再任希望者が所属する学科、一般教育系、言語センター、アントレプレナーシップ専攻又はグローバル戦略推進センター（以下「学科等」という。）の長に対し、再任審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置を指示し、再任審査を付託するものとする。

2 審査委員会は、3名以上で構成し、再任希望者が所属する学科等以外から少なくとも1名を含めなければならない。

3 審査委員会発足時に、転出、辞職又は当該年度に定年退職が予定されている教員は、委員となることはできない。ただし、審査委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 審査委員会の委員長は、委員の互選とする。

5 委員長は、審査委員会を招集し議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

7 委員長が必要と認めたときは、審査にあたって委員以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

(議事)

第4条 審査委員会は、委員の3分の2以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(再任審査)

第5条 審査委員会は、再任希望者の任期が満了となる日の原則として4月前までに再任審査を終了し、学部教授会、学部・大学院合同教授会又は大学院商学研究科アントレプレナーシップ教授会（以下「教授会」という。）及び教育研究評議会に附議するものとする。

- 2 教授会の審議においては、原則として投票は行わず、出席者の承認をもって、出席者の過半数の可を得たものとみなす。
- 3 学長は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、当該再任希望者の再任の可否を決定し、その結果を再任希望者の任期が満了となる日の原則として3月前までに、再任希望者に再任審査結果通知書（別紙様式4）により通知する。

(不服申し立て及び再任再審査)

第6条 再任希望者は、前条による決定の通知に不服があるときは、通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、学長に対して文書により不服申し立てを行うことができる。ただし、不服申し立ては、1回を限度とする。

- 2 学長は、不服申し立てに関する文書を受領した場合には、再任審査における手続き及び審査結果の妥当性について審査（以下「再任再審査」という。）を行うために、速やかに再任再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置するものとする。
- 3 再審査委員会は、再任希望者が所属する学科等以外の委員を含む3名以上とし、審査委員会の構成員と重複しない委員を2名以上含めなければならない。
- 4 再審査委員会は、不服申し立てがあった日から30日以内に、再任再審査を終了し、教授会及び教育研究評議会に附議しなければならない。
- 5 学長は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、再任希望者に対し、当該再任希望者の任期満了の30日前までに再任再審査の結果を通知する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、再任希望者の再任審査に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和元年6月5日から施行する。

別紙様式 1

再任意向調書

年 月 日

学 長 殿

氏 名 印

私は、 年 月 日をもって任期満了となるにあたり、国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則第2条の規定に基づき、下記のとおり再任希望の有無を申し出ます。

記

1. 現在の任期 年 月 日 ～ 年 月 日
2. 再任希望の有無 再任を希望する ・ 再任を希望しない
(いずれかに○を付すこと。)

別紙様式 2

再任意向調書提出許可書

年 月 日

殿

学 長

国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則第 2 条第 2 項に基づき、再任意向調書の提出を許可しますので、年 月 日までに提出願います。

ただし、再任を希望する場合、下記条件付きで再任審査を実施することについて予めご承知置きください。

記

・雇用財源が確保されることを前提に再任審査を実施するものであり、雇用財源が確保されない場合には、審査結果に関わらず再任されないこと。

・再任された場合の任期は、年 月 日 から 年 月 日 までとなること。

別紙様式 3

再 任 審 査 票

所属・職名・氏名				
略歴	学歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日		
	職歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日		
現在の任期中 の研究業績 (主要なもの 各5編以内)	著書・論文等名		発行・発表 等年月	発行所等
	<u>著書</u> 1. 2. 3. 4. 5. <u>論文</u> 1. 2. 3. 4. 5. <u>研究発表</u> 1. 2. 3. 4. 5.			

(氏 名)

(所属部署) における 主な活動 実績 ※現在の任 期中の実績	
---	--

別紙様式 4

年 月 日

所属・職名

氏 名

殿

学 長

再 任 審 査 結 果 通 知 書

国立大学法人小樽商科大学における教員の再任審査に関する細則に基づき審議した結果、下記のとおり再任の可否を通知します。

記

・再任の可否： 可 ・ 条件付き可※ ・ 否

※条件付き可：雇用財源が確保されることを条件とし，可とするもの。

・（再任可の場合）再任後の任期： 年 月 日 ～ 年 月 日

・再任否の理由（再任否の場合のみ記入）